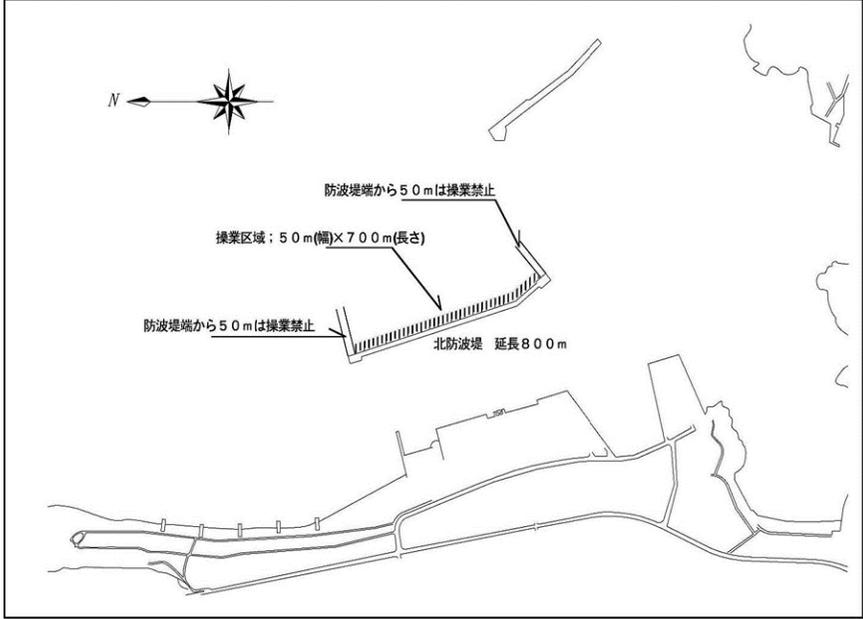
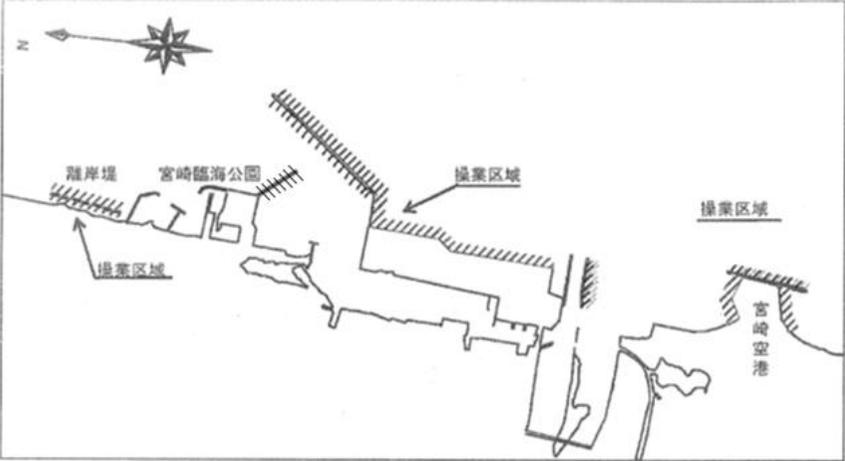


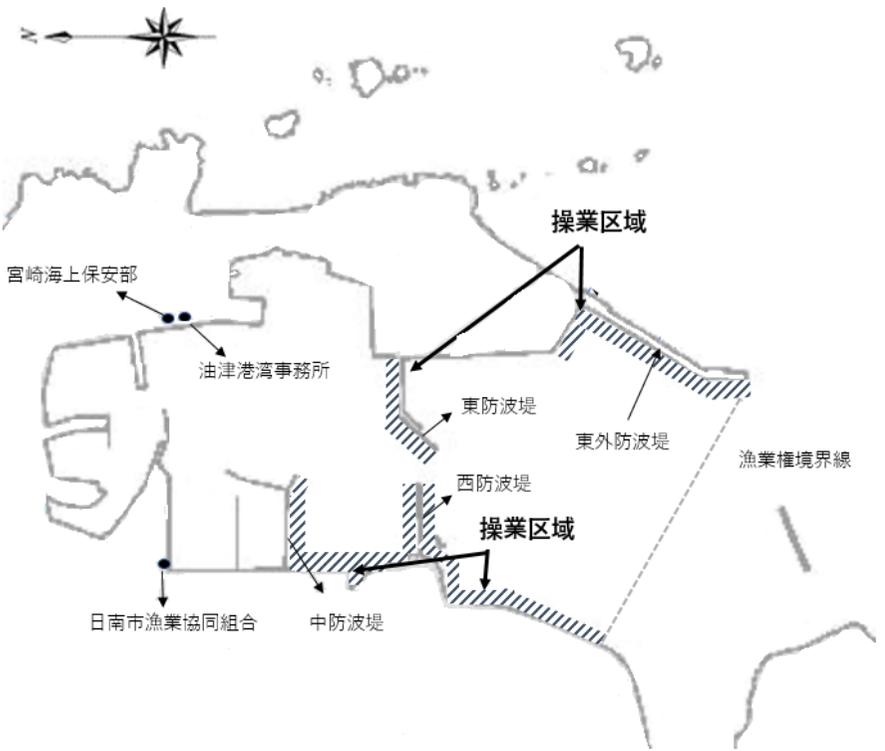
別表 許可又は起業の認可の制限措置

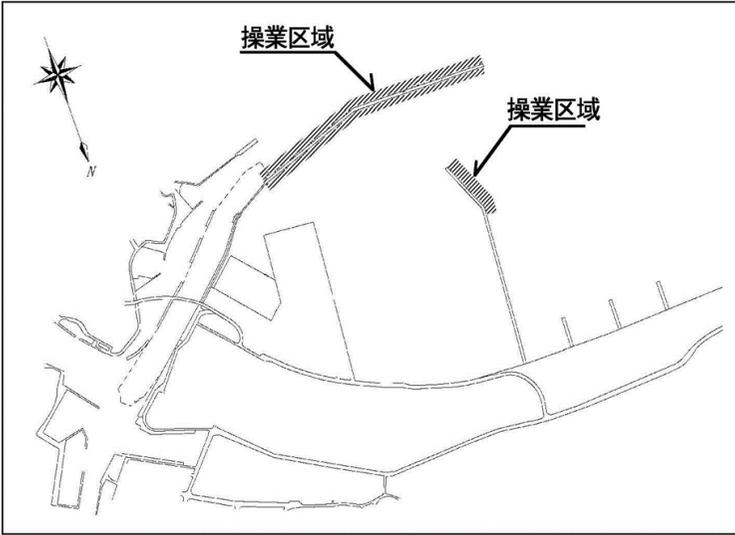
固定式刺網漁業

漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	作業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起業の 認可をすべき 船舶等の数
いせえび 磯建網漁 業（漁業 補償区域 内）	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進 機関の馬 力数	<p>延岡市延岡新港北防波堤の外側（下表作業区域図の斜線部）。</p> 	9月1日 から翌年 4月14日 まで	<p>次の1)及び2)のいずれにも該当する者</p> <p>1)規則第4条第1項第11号の固定式刺網漁業（ただし、いせえび磯建網漁業に限る。）の許可のうち、作業しようとする漁業補償区域に隣接する海域を作業区域とする許可を受有している者又は漁業補償区域を一部としていた共同漁業権に基づく第2種共同漁業（磯建網漁業に限る。）を行使している者</p> <p>2)直近2か年に当該漁業種類の許可又は起業の認可を受けていない者</p>	15

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いせえび 磯建網漁業（漁業補償区域内）	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市細島港余島防波堤の外側及びその周辺の区域（下図の枠内） 	9月1日から翌年4月14日まで	次の1)及び2)のいずれにも該当する者 1)規則第4条第1項第11号の固定式刺網漁業（ただし、いせえび磯建網漁業に限る。）の許可のうち、操業しようとする漁業補償区域に隣接する海域を操業区域とする許可を受有している者又は漁業補償区域を一部としていた共同漁業権に基づく第2種共同漁業（磯建網漁業に限る。）を行使している者 2)直近2か年に当該漁業種類の許可又は起業の認可を受けていない者	3

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いせえび磯建網漁業（漁業補償区域内）	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	<p>宮崎市宮崎港南防波堤及び北防波堤、東ふ頭に面する航路を除く区域、宮崎臨海公園北側の離岸堤周辺、大淀川中導流堤、宮崎空港周辺の防波堤及び護岸（下図の斜線部）</p> 	9月1日から翌年4月14日まで	<p>次の1)及び2)のいずれにも該当する者</p> <p>1)規則第4条第1項第11号の固定式刺網漁業（ただし、いせえび磯建網漁業に限る。）の許可のうち、操業しようとする漁業補償区域に隣接する海域を操業区域とする許可を受有している者又は漁業補償区域を一部としていた共同漁業権に基づく第2種共同漁業（磯建網漁業に限る。）を行使している者</p> <p>2)直近2か年に当該漁業種類の許可又は起業の認可を受けていない者</p>	4

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いせえび 磯建網漁業（漁業補償区域内）	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	<p>日南市油津港東防波堤及び東外防波堤の周辺、西内防波堤と西防波堤の周辺及びその間の海岸、西防波堤から南の海岸周辺の岩礁地帯の区域（下図の斜線部）</p> 	9月1日から翌年4月14日まで	<p>次の1)及び2)のいずれにも該当する者</p> <p>1)規則第4条第1項第11号の固定式刺網漁業（ただし、いせえび磯建網漁業に限る。）の許可のうち、操業しようとする漁業補償区域に隣接する海域を操業区域とする許可を受有している者又は漁業補償区域を一部としていた共同漁業権に基づく第2種共同漁業（磯建網漁業に限る。）を行使している者</p> <p>2)直近2か年に当該漁業種類の許可又は起業の認可を受けていない者</p>	2

漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	作業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起業の 認可をすべき 船舶等の数
いせえび 磯建網漁 業（漁業 補償区域 内）	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進 機関の馬 力数	串間市福島新港沖防波堤及びその周辺の区域（下図の斜線部） 	9月1日 から翌年 4月14日 まで	次の1)及び2)のいずれにも該 当する者 1)規則第4条第1項第11号の 固定式刺網漁業（ただし、 いせえび磯建網漁業に限 る。）の許可のうち、作業し ようとする漁業補償区域に 隣接する海域を作業区域と する許可を受有している者 又は漁業補償区域を一部と していた共同漁業権に基づ く第2種共同漁業（磯建網 漁業に限る。）を行使してい る者 2)直近2か年に当該漁業種類 の許可又は起業の認可を受 けていない者	15